

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

この取組方針は、本市における労務職員等の給与のあり方などについて、市民の皆さんの理解が得られるものとなるよう、総務省通知に基づき、現状についての情報提供を図るとともに、給与等の見直しに向けた基本的な考え方を取りまとめたものです。

### I 給与等の見直しについて

#### 1. 現状

本市の労務職員等の給与等の現状は次のとおりです。

(1) 職種ごとの職員数・平均年齢・平均給与等の状況

ア. 市長部局等の状況（平成19年4月1日現在）

職種 ※1	職員数	平均年齢	平均給料月額 ※2	平均給与月額 ※3
清掃職員	1,262 人	44.3 歳	366,686 円	509,596 円
用務員	628 人	48.2 歳	343,614 円	457,387 円
学校給食員	448 人	47.0 歳	328,262 円	388,167 円
自動車運転手	159 人	46.6 歳	356,892 円	478,763 円
電話交換手	40 人	46.7 歳	345,928 円	418,673 円
守衛	32 人	48.3 歳	361,438 円	521,134 円
調理士(学校給食員除く)	271 人	43.7 歳	322,692 円	415,354 円
建設技術手	221 人	43.3 歳	338,973 円	431,167 円
機械操作手	133 人	46.6 歳	360,065 円	505,224 円
介護業務員	93 人	41.7 歳	295,755 円	383,896 円
病院業務員	80 人	41.9 歳	304,179 円	372,713 円
防疫手	27 人	46.5 歳	355,370 円	441,230 円
動物飼育手	26 人	41.9 歳	328,031 円	466,705 円
衛生業務手	17 人	44.5 歳	340,018 円	546,146 円
更生業務員	14 人	45.9 歳	339,507 円	542,494 円
予防衛生業務員	11 人	42.9 歳	329,845 円	417,022 円
機関員	4 人	38.0 歳	295,000 円	398,929 円
甲板員	4 人	39.0 歳	282,425 円	404,418 円

※1 職種のうち「清掃職員」から「守衛」については、総務省が実施する地方公務員給与実態調査の職種区分によるものです。他の職種については、本市における職種名です。

※2 「平均給料月額」とは、基本給(給料表における給料月額)の平均月額です。

※3 「平均給与月額」とは、「平均給料月額」と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の平均月額を合計したものです。

イ. 公営企業の状況（平成19年4月1日現在）

①水道事業・工業用水道事業

職種	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
作業手(水道)	334 人	41.3 歳	320,342 円	493,639 円
作業手(工業用水道)	12 人	41.5 歳	321,600 円	474,831 円

※ 各項目については、「ア. 市長部局等の状況」と同様です。

②自動車事業・高速鉄道事業

職種	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
自動車	乗合自動車運転士	355 人	47.9 歳	361,754 円	561,103 円
	技士	18 人	53.3 歳	405,661 円	566,793 円
高速鉄道	運転士	117 人	35.0 歳	292,566 円	462,842 円
	技士	72 人	44.7 歳	349,492 円	540,103 円
	車掌	55 人	29.1 歳	226,936 円	368,568 円
	駅掌	47 人	29.3 歳	227,828 円	378,708 円

※ 各項目については、「ア. 市長部局等の状況」と同様です。

(参考)民間企業の従業員(非正規の者を含む)の状況(平成16年～18年の3ヶ年平均)

職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	45.3 歳	308,800 円
用務員	60.9 歳	227,300 円
調理士	40.1 歳	263,500 円
自家用自動車運転者	60.2 歳	272,400 円
守衛	60.0 歳	232,400 円
営業用バス運転者	43.0 歳	350,500 円

※ 民間企業の従業員の状況は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のデータを総務省が再集計し、平成19年6月27日に公表した神戸市内民間企業のデータです。

データに関しては、本市の職員については正規職員のみであるのに対し、民間企業の従業員については正規以外の職員を含んでいるなど、職種、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

## (2)職種ごとの年齢別の平均給与・人数

年齢	清掃職員		用務員		学校給食員		自動車運転手		電話交換手		守衛		調理士(学校給食員除く)	
	平均給与月額 (百円)	人数 (人)												
～ 17			*	2										
18 ～ 19			*	1										
20 ～ 24	*	13	*	2	2,221	5							2,188	4
25 ～ 29	3,305	52	2,935	10	2,434	20	*	2	*	1			2,650	24
30 ～ 34	3,870	161	3,206	46	2,844	67	*	13	2,972	4			3,059	44
35 ～ 39	4,431	253	3,716	68	3,230	65	3,928	26	3,338	11	4,230	5	3,476	37
40 ～ 44	5,007	209	4,233	104	3,609	36	4,645	31	*	3	4,758	6	4,141	37
45 ～ 49	5,580	182	4,622	105	4,401	40	5,129	25	4,535	3	5,129	7	4,623	28
50 ～ 54	6,127	137	4,998	98	4,743	36	5,232	26	4,933	6	5,591	4	5,339	40
55 ～ 59	6,196	253	5,266	131	4,847	147	5,550	36	5,177	12	5,880	10	5,154	57
60 ～	*	2	5,372	61	2,798	32								
計	5,096	1,262	4,574	628	3,882	448	4,788	159	4,187	40	5,211	32	4,154	271

年齢	建設技術手		機械操作手		介護業務員		病院業務員		防疫手		動物飼育手		作業手(水道)	
	平均給与月額 (百円)	人数 (人)												
～ 17														
18 ～ 19	*	1												
20 ～ 24	*	1	*	2	2,380	3	*	1			*	1	2,834	5
25 ～ 29	*	1	*	5	2,554	9	2,604	6			*	1	3,701	19
30 ～ 34	3,443	28	3,510	6	2,991	14	2,794	17	3,084	4	3,998	4	4,262	69
35 ～ 39	3,754	48	4,317	21	3,422	16	3,300	17	3,726	6	4,164	8	4,547	75
40 ～ 44	4,342	59	4,543	23	3,885	16	3,793	12	*	1	4,760	3	5,173	59
45 ～ 49	4,763	42	5,464	20	4,367	15	4,538	7	*	3	5,606	4	5,583	41
50 ～ 54	5,084	18	5,859	27	4,907	7	*	4	5,141	6	*	1	6,038	31
55 ～ 59	5,269	23	5,784	29	5,251	13	5,002	16	5,088	7	5,890	4	5,938	35
60 ～														
計	4,312	221	5,052	133	3,839	93	3,727	80	4,412	27	4,667	26	4,936	334

年齢	乗合自動車運転士		運転士(高速)		技士(高速)		車掌(高速)		駅掌	
	平均給与月額 (百円)	人数 (人)								
～ 17										
18 ～ 19										
20 ～ 24							*	1	3,365	10
25 ～ 29			3,774	17			3,617	44	3,523	30
30 ～ 34	*	2	4,441	41	*	2	*	9		
35 ～ 39	*	46	4,899	45	4,594	12			*	1
40 ～ 44	5,047	96	5,344	14	5,281	29	*	1	4,942	3
45 ～ 49	5,781	82			5,747	15			*	1
50 ～ 54	6,167	46			6,141	8				
55 ～ 59	6,423	83			*	6			*	2
60 ～										
計	5,611	355	4,628	117	5,401	72	3,686	55	3,787	47

※1 職員数が20人以上の職種について掲載しています

※2 個人情報保護の観点から、対象となる職員が2人以下の場合は、平均給与月額を「\*」としています。(ただし、3人以上の場合でも、2人以下の部分との関係で「\*」としている部分があります。)

(3) その他給与に関する事項

① 初任給

高校卒	145,800 円	中学卒	135,000 円
-----	-----------	-----	-----------

② 給料表

・ 労務職給料表(市長部局等), 現業職給料表(交通局), 企業職給料表(水道局)を適用し, 各表とも5級制を採用しています。

・ 標準職務表

労務職給料表(市長部局等)

職務の級	標準的な職務の内容
1級	技能的業務を行う職務又は助手等の職務
2級	相当の知識又は経験が必要とする技能的業務を行う職務
3級	高度の知識又は経験が必要とする技能的業務を行う職務
4級	多数の職員の技能的業務を指揮監督する作業長補佐若しくは総括班長補佐の職務又は特に高度の知識, 長期にわたる経験及び能力の実証を必要とし, 困難な技能的業務を行う主任の職務
5級	職員の技能的業務について, 作業監督及び労務指導の責任者としての総括的な業務を行い, その所掌する職務の内容, 責任等が係の長と類似すると認められる総作業長, 作業長, 総括班長及び守衛長の職務

※水道局・交通局においても同様の標準職務表となっています。

・ 昇格基準

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

・ 昇給基準

勤務成績等に応じた昇給基準を設けています。

③ 手当

・ 扶養手当, 地域手当, 住居手当, 通勤手当, 時間外勤務手当等, 特殊勤務手当, 期末・勤勉手当を該当者に支給しています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある者に対して支給 配偶者 14,500円 配偶者以外の被扶養者 各6,500円 ※16～22歳の子がいる場合 子1人につき5,000円を加算	配偶者は13,000円。 その他は神戸市と同じ
地域手当	給料・扶養手当などの合計額の10%を支給	神戸市と同じ
住居手当	住居費用を負担している者に対して支給 世帯主の者 10,600円 その他の者 3,100円 ※同一世帯に住居手当の支給を受けている職員がいない場合は5,800円	賃貸住宅居住者家賃の額に応じ27,000円を限度に支給。 自宅居住者は新築又は購入後5年間に限り, 2,500円を支給。
通勤手当	通勤のためバス・電車など交通機関および自動車など交通用具を利用する者に対して支給 交通機関利用者 運賃相当額 ※支給限度額55,000円/月 交通用具利用者 4,400円～24,500円	交通用具利用者は 2,000円～24,500円 その他は神戸市と同じ
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した者に対して支給	神戸市と同じ
特殊勤務手当	危険・不快など特殊な勤務条件で勤務する者に対して支給 ※手当の種類及び内容は下表のとおり	

・特殊勤務手当

労務職給料表適用者(市長部局等)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価(円)
高所作業手当	建設事務所に勤務する職員	地上10m以上の足場の不安定な箇所での業務	日額 250
夜間業務手当	夜間業務を行う職員	深夜時間帯における業務	1回 1,600 ～250
年末年始出務者手当	年末年始期間(12/29～1/3)に出務しなければならない職員	市民の利便に欠くことができない業務に従事する者に限定	1回 4,600 ～3,500
災害待機手当	災害対応に従事する職員	防災指令に基づく業務(正規の勤務時間以外における部内伝達等)	1回 6,500 ～2,750
環境業務手当	環境局事業所に勤務する職員	ゴミの収集運搬・焼却等の現場作業	日額 1,200 ～300
班長手当	班長	班長業務	月額 15,700
遺体取扱手当	養護老人ホームに勤務する介護業務員	入所者の遺体取扱業務	日額 1,750

現業職給料表適用者(交通局)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価(円)
特別手当	高所・軌道上作業等に従事した職員	高所・軌道上作業等の業務	1回 175 ～70
変則勤務手当	乗合自動車運転士等	分割勤務等	1回 275 ～50

企業職給料表適用者(水道局)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価(円)
変則勤務手当	16時間交替勤務に従事した職員	16時間交替勤務に従事した職員	1回 4,300
特務手当	班長又はこれに類する職責を有する職員等	班長としての職務等	月額 5,000 ～500
業務特別手当	停水業務に従事する職員等	停水業務や無届工事又は不正使用の発見報告	1回 (件) 1,500 ～200

・期末・勤勉手当(平成19年度改定後)

民間企業のボーナスにあたるもので、期末手当は職員の在職期間、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。

区分	期末手当	勤勉手当	合計
19年6月期	1.4 月分	0.725 月分	2.125 月分
19年12月期	1.6 月分	0.775 月分	2.375 月分
合計	3.0 月分	1.5 月分	4.5 月分
その他	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有		

## 2. 見直しに向けた基本的な考え方

地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第3項に定められているとおり、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければなりません。

そのうち、技能労務職員及び企業職員については、地方公営企業法第38条第3項の規定により、同一又は類似の職種の国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めなければならないこととされています。

本市では、これまでも、給与構造や諸手当の見直しなどを実施してきましたが、今後も法の趣旨をふまえ、市民の皆さんの理解が得られるものとなるよう、必要な見直しに取り組んでいきます。

## 3. 具体的な取組内容

### (1) これまでの取組内容

#### ① 平成19年度より給与構造の見直しとして次の取組を行いました。

##### ア) 給料表の見直し

新たな給料表の適用により、高齢者の給与水準を最大約6.3%抑制する取組を行いました。(労務職員平均▲3.5%)

##### イ) 標準職務表の見直し

標準職務表の抜本的な見直しにより、職務内容に応じた給料表の徹底を図りました。

##### ウ) 昇格基準の見直し

中途採用者に有利な昇格基準を見直しました。

##### エ) 昇給基準の見直し

勤務成績が反映しやすい昇給制度に改めました。

#### ② 平成18年度より特殊勤務手当の抜本的な見直しを行いました。

特殊勤務手当については、その趣旨と照らし合わせるなど、全般にわたり総点検を行い、業務に従事した場合に支給される日額手当を全廃するなど廃止・統合等を実施し、支給額を平成15年度決算に比べ約80%削減しました。

### (2) これまでの取組により、今後、給与水準を引き下げていきますが、加えて次の項目について重点的に取組んでいきます。

#### ① 給与水準の見直し

労務職員の給与水準について、国や他都市等の状況をふまえた上で、民間との均衡にも留意しながら、市民の理解が得られるものとなるよう、必要な見直しを実施していきます。

#### ② 時間外勤務手当の縮減

さらなる業務の効率化により時間外勤務手当の縮減に取り組めます。

#### ③ 特殊勤務手当のさらなる点検

特殊勤務手当についてさらに精査し、必要な見直しを行います。

## Ⅱ 職員体制の見直しについて

本市では、平成8～15年度において、震災前の総定数(平成6年度:21,728人)の約1割にあたる2,000人の削減目標を掲げ、結果として、目標を上回る2,185人の削減を実現しています。

さらに平成15年12月に策定した「行政経営方針」において、平成16～22年度で職員総定数を約3,000人削減することを目標としていますが、平成16～20年度の5か年で約2,200人を削減しており、具体的には、社会環境の変化に対応するとともに、①地域人材・民間活用の推進、②執行体制の効率化等の推進により職員体制の再構築を図ることで限られた人材や資産を最大限に活かす取組を行っています。

### 1. これまでの具体的な取組内容

労務職員を配置している職域についての主な取組内容と削減した労務職員数は次のとおりです。

#### 【主な取組】

##### ① 地域人材・民間活用の推進

- ・公の施設への指定管理者制度の導入 ▲ 51名
- ・港湾管理業務の一部民間委託 ▲ 8名
- ・幹線道路維持補修業務等への民間活力の導入 ▲ 20名
- ・市バス営業所の管理委託等 ▲464名

##### ② 執行体制の効率化等

- ・下水処理場運営体制等の効率化等 ▲ 10名
- ・ごみ収集・処理業務等の効率化 ▲106名
- ・公用車の効率化 ▲ 60名
- ・学校施設等管理業務の効率化 ▲ 41名
- ・水道事業運営体制等の効率化 ▲ 45名

これらの取組等により、市全体で平成16～20年度までに合計で▲884名の労務職員数の削減を達成しています。

### 2. 今後の取組方針

引き続き、行政経営方針が達成できるよう取り組んでいきます。

また、今後数年間にわたり、団塊の世代にあたる職員が多く退職していくことから、多くの職場において欠員が生じますが、補充にあたっては、配置転換や職種変更等を行うことにより対応し、できる限り新規採用数の抑制を図っていきます。